

多治見市新事業創出基盤施設（多治見市起業支援センター：通称「BI」）
令和6年度 第3回 入居審査応募要項

1 募集概要

（1）募集区画

多治見市新事業創出基盤施設

- ・ A室-2（18㎡）
- ・ A室-3（18㎡）
- ・ C室（21㎡）
- ・ E室（22㎡）

空室合計 4室

※見学できます。

BI マネージャーにご連絡ください。



（2）所在地

多治見市産業文化センター 2階

（多治見市新町1-23）

（3）施設仕様概要

- ・ 公的賃貸オフィス
- ・ 個別ブレーカー対応（A室を除く）
- ・ エアコンの操作盤は各室に設置されているため、個別に設定可能です（A室を除く）
- ・ 入居者は24時間出入り可能
- ・ 各室のインターネットや電話等の環境は各自で設置
- ・ 共有ロビーには無線LAN完備
- ・ 起業支援センター内の共有スペース（会議室、商談コーナー）利用可能
- ・ コピーは共有機があり、使用料として1枚10円を要します
- ・ 駐車場は各自で確保

（4）入居開始可能日

令和7年4月1日（火）

※入居審査があります（詳細は「6 入居資格審査」をご覧ください）

2 入居対象者

- （1）新たに起業しようとしている、又は既に起業しているが開業後間もない（概ね5年以内）小規模事業者・個人であること
- （2）取り組む事業が、施設に入居することで新たな付加価値を生み出す、または地域経済あるいは地域産業に貢献できる事業であること
- （3）「3 入居条件」の条件を全て満たし、市の活動に協力的な方

3 入居条件

次の条件を全て満たすこと。

- ア 入居期間終了後も多治見市内で事業を継続すること
- イ 事業内容が法令及び公序良俗に反していないこと
- ウ 使用料等の支払い能力を有すること
- エ 市町村民税等の諸納付金を滞納していないこと
- オ 施設に入居する他の事業者等に迷惑を及ぼすおそれのないこと
- カ 施設管理者である市やB I マネージャーに対して迷惑を及ぼすおそれのないこと
- キ 原則として本社住所をB I に置くこと（やむを得ず本社をB I に置けない場合、本社を市内に置くこと）。支店的な事務所、ランチとしてのフランチャイズ事業を行う事務所にしないこと
- ク 入居期間終了後も市への報告等に協力すること

※入居後も上記入居条件を抵触するおそれがあると認められる場合には、市より入居者に対し、退去を命ずることがあります。

4 施設使用料等

(1) 使用料（家賃は光熱水費込み）

区画	面積	家賃 (1,220円/㎡)	保証金 (8,000円/㎡)
A-2	18㎡	21,960円/月	144,000円
A-3	18㎡	21,960円/月	144,000円
C	22㎡	26,840円/月	176,000円
E	16㎡	19,520円/月	88,000円

※一般的な電力消費量を超える電力消費を行う方については、別途電気料金を追加徴収する場合があります。

(2) その他の入居者負担

- ・入居室内追加設備の設置と撤去に必要な経費
- ・入居室の原状回復を行う場合に必要な経費＜退去時（お預かりした保証金を充てます）＞

(3) 入居における留意事項

- ・「多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例」を遵守すること
- ・騒音等他の入居者に迷惑をかけること
- ・施設改造は行わないこと
- ・使用期間終了時には、部屋の原状回復を行うこと
- ・部屋の転貸を行わないこと
- ・施設内での薬品、火気を使用しないこと（施設内は全面禁煙です）
- ・施設を損傷、滅失したときは、原状回復をすること

5 入居期間その他

- ・入居期間は原則3年ですが、入居における留意事項に反する行為等があった場合は退去していただきます。
- ・使用区画は、入居期間中に他の区画に空きが出た場合においても、入居時に決定した区画から移動することはできません。ただし、入居者から申し出があり、施設の運営面等において移動が必要であると事務局が認めた場合には、その都度協議します。
- ・1年ごとに多治見市新事業創出基盤施設運営委員会に対して事業報告を実施していただきます。その際は、決算書の添付も必要になります。

6 申込方法等

(1) 申込書提出期限

令和7年1月31日（金）午後5時（時間厳守）

(2) 提出場所

多治見市役所経済部産業観光課（〒507-8703 多治見市日ノ出町 2-15）

(3) 提出方法

提出場所へ直接持参又は郵送してください（郵送の場合は提出期限迄に必着のこと）。

※メール、ファックスでの提出は受付けておりません。

(4) 提出書類

提出書類一覧		チェック欄
共通	多治見市起業支援ルーム入居審査受験申込書 【第1号様式】	
	事業計画書 【第2号様式】	
	代表者の住民票の写し	
	資格を必要とする事業については、その証明書の写し	
	事業内容がわかるパンフレット等の資料がある場合はその資料	
個人	・ 納税証明書（所得税、個人事業税、県・市町村民税等について未納税額のない証明）	
	・ 直近の決算報告書または所得税の確定申告書の写し	
	・ 直近年度の所得証明書	
法人	・ 法人登記簿謄本	
	・ 納税証明書（法人税、法人事業税、法人県民税、法人市民税等について未納税額のない証明）	
	・ 直近の決算報告書	

7 入居資格審査

- (1) 審査方法 多治見市新事業創出基盤施設運営委員会委員による
書類審査及び面接審査の結果によって総合的に判定し決定します。
- (2) 面接審査 **令和7年2月中旬～下旬（予定）**
面接時間等の詳細は、個別に連絡します。
面接審査は必須となります。受けない場合は失格となります。
- (3) 審査内容 事業の実現性・収益性、地域経済への貢献性、事業の独創性・新規性、市場の
成長性またはニッチとしての成長性、起業者の資質等
別紙の入居資格審査の審査基準等を参照
- | | |
|------------------|-----|
| ①申請者によるプレゼンテーション | 15分 |
| ②審査委員との質疑応答 | 15分 |
- (4) 結果通知 2月下旬に書面にて通知予定。

8 お問い合わせ先

◎多治見市起業支援センター（B I） マネージャー 園原
〒507-8603 多治見市新町1-23 多治見市産業文化センター2階
電話：0572-25-3366

◎多治見市役所経済部産業観光課 起業支援センター担当 林
〒507-8703 多治見市日ノ出町2-15
電話：0572-22-1252（直通） FAX：0572-25-3400